

第8章

スポーツの振興と 心身の健やかな発達に向けて

第8章のポイント

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる人類共通の文化の一つです。文部科学省においては、スポーツ振興基本計画に基づき生涯スポーツ社会の実現、国際競技力の向上、学校体育の充実など様々なスポーツ振興施策を講じています。

子どもたちが食に関する正しい知識や望ましい食習慣などを身に付けることができるよう、栄養教諭制度の円滑な実施や学校給食における地場産物の活用などの施策等を通じて、学校における食育を推進しています。さらに、青少年の薬物乱用防止教育等を徹底します。

青少年を取り巻く環境が著しく変容する中で、青少年健全育成が重要な課題となっており、青少年の体験活動や読書活動の推進、問題行動への対応や有害環境対策などに取組めます。

1

ナショナルトレーニングセンターについて

オリンピック競技大会などで活躍する我が国のトップレベル競技者が能力と技術の限界に挑む姿は、国民に夢と感動を与え、スポーツの振興や青少年の健全育成につながるなど、明るく活力ある社会の形成に寄与するものです。

文部科学省では、我が国の国際競技力の総合的な向上を図るため、ナショナルレベルの競技者が同一の活動拠点で、集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うことができるよう、国立スポーツ科学センターがある東京都北区西が丘地区にナショナルトレーニングセンター中核拠点施設（NTC中核拠点施設）の整備を平成16年度から進めています。

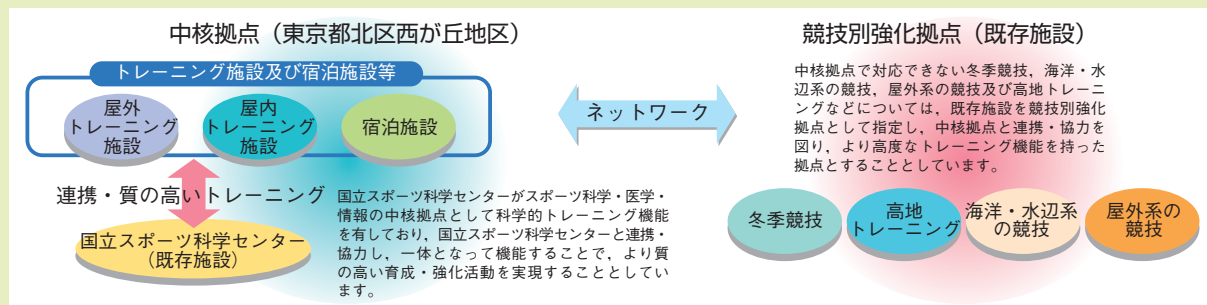
平成17年6月に基本設計を取りまとめたところで、2008（平成20）年の北京オリンピックに間に合うよう施設の整備を進めています。

NTC中核拠点施設は、各競技の専用競技場を備えた屋内トレーニング施設、陸上競技を中心とした屋外トレーニング施設や宿泊施設から成り、隣接する国立スポーツ科学センターなどと連携を図ることで、より質の高いトレーニングを行うことができます。

また、この中核拠点で対応できない冬季競技や海洋・水辺系の競技などは、既存施設を競技別拠点として指定し、中核拠点と連携・協力を図ることとしています。



■我が国のナショナルトレーニングセンター（イメージ）



■ナショナルトレーニングセンター中核拠点施設の概要

屋外トレーニング施設	屋内トレーニング施設	宿泊施設
▲路上屋根付き400mトラック ▼屋根付きテニスコート 屋外トレーニング施設は、屋根付きの400mトラックや天然芝のインフィールド、投てき施設などで構成されています。またテニスコートには雨天時にもトレーニングができるよう屋根を設けます。	国際ルールに対応した専用の練習場、共用コート及びコーチ室などの施設を設けます。以下の競技の専用練習場などを整備します。バレーボール・バスケットボール・ハンドボール・レスリング・バドミントン・柔道・体操・卓球・ウエイトリフティング・ボクシング	トップレベル競技者、ジュニア競技者の合宿が行えるようにゆったりとした宿泊室のほか、研修室や食堂などを設けます。

2

学校における食育の推進について

偏った栄養摂取や朝食欠食など食生活の乱れが見られること、子どもたちの肥満傾向の増加が見られることなどから、子どもたちに望ましい食習慣の形成を促すことが重要となっています。また、食品の品質や安全性について、正しい知識と情報に基づいて自ら判断できる能力を養うことが必要となっています。

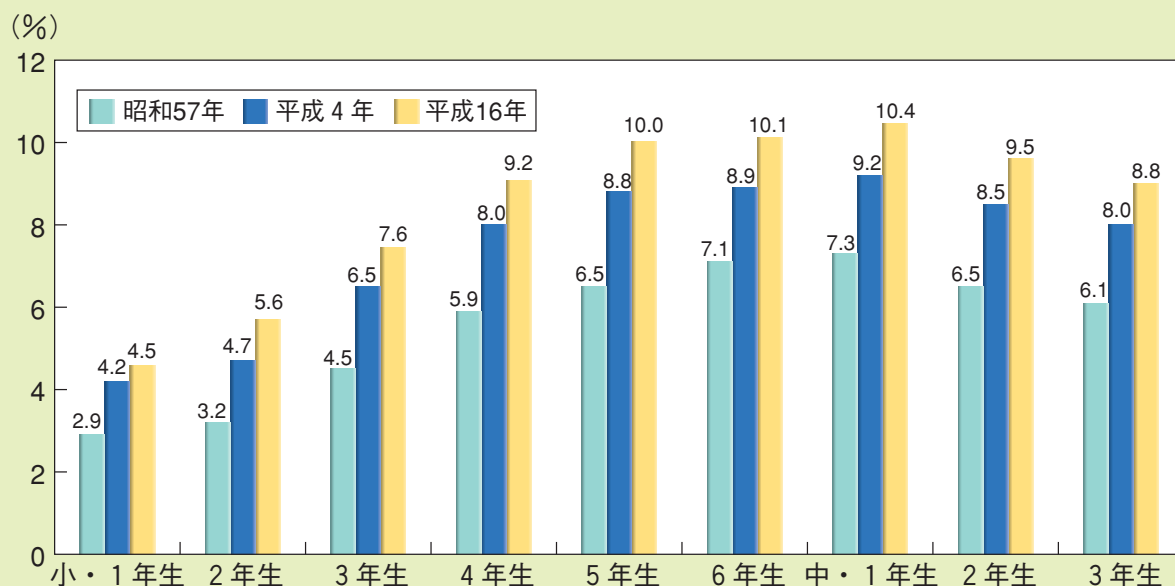
さらに、食は各地域の風土や伝統に根ざした文化的な営みであり、食を通じて、地域の産物や文化を理解し、継承することも望まれています。

このような中、第162回国会において、食育基本法が可決・成立し、平成17年7月に施行されました。

この法律では、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けており、国民運動として食育の推進に取り組むことを目指しています。そして、特に子どもたちに対する食育を学校などにおいて推進することを求めています。

このようなことから、文部科学省では、学校における食育を推進し、栄養教諭の配置による学校での指導体制の整備や学校・家庭・地域の連携、学校給食の充実などを進めています。栄養教諭制度は平成17年4月に開始され（参照：本章第6節①（1））、18年1月現在、北海道、福井県、大阪府、高知県及び国立大学法人長崎大学附属小学校で合わせて35名の栄養教諭が配置されています。これらの栄養教諭が各学校において食育を積極的に推進しています。

●肥満傾向児の割合



(注) 肥満傾向児：性別・年齢別に身長別平均体重を求め、その平均体重に比べて120%以上の体重の者。

(資料) 文部科学省「学校保健統計調査」

3

青少年の意欲に関する中央教育審議会への諮問について

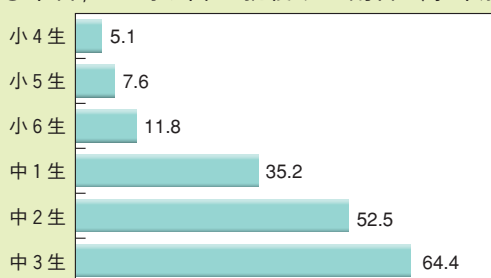
最近の青少年については、学ぶ意欲が低下し、大人への準備を避け現状での安住を好む傾向があることが指摘されています。しかし、青少年が自立した人間として成長するためには、行動の原動力である意欲の向上を図ることが必要です。

青少年の意欲を高めるための視点としては、まず生活習慣の乱れについて検討することが必要です。例えば、平日24時以降に就寝する青少年の割合は、学年が進むにつれて上昇し、中学3年生では約6割に上ります。

また、都市化や情報メディアの日常生活への急速な浸透の中で、青少年が自然や地域社会とのかかわりの中で様々な直接体験をする機会が減少するとともに、青少年の家族や友人、地域住民などとの人間関係が希薄化していることについても検討することが必要です。これまで文部科学省では、自然体験や社会体験、奉仕活動などの体験活動の充実を進めてきましたが、今後は、これらの体験活動を青少年の意欲を向上させる、より実効性の高いものとする必要があります。さらに、平日にテレビを2時間以上見る青少年は、小学生で5割、中学生で6割を超え、テレビゲームを2時間以上している青少年は、小学生で14%、中学生で10%に上り、青少年が情報メディアに過度にのめり込むことによる悪影響が懸念されています。

中央教育審議会スポーツ・青少年分科会では、青少年の意欲をめぐる現状と背景を検証し、青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を促すためにはどのような方策が必要であるのか、基本的な生活習慣の徹底や体験活動、スポーツ活動の推進、有害情報から青少年を守るための取組という観点から検討しています。

○平日、24時以降に就寝する割合（学年別）

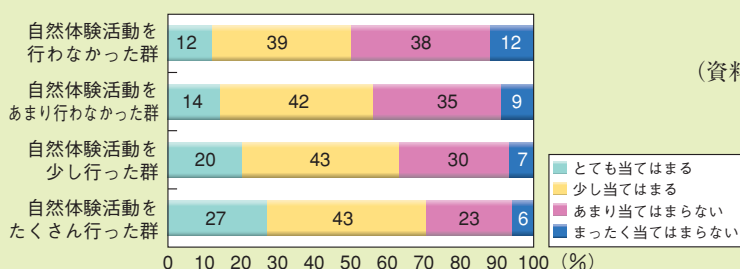


*「24時ごろ」「1時ごろ」「2時ごろ」「2時より後」の合計 (%)

(資料) 文部科学省「義務教育に関する意識調査」(平成16年度)

○自然体験が豊富な子どもほど、困ったときでも前向きに取り組む傾向がある

※各群の子どもに対して自分が「困ったときでも前向きに取り組むことが多い」に当てはまるかを質問したもの

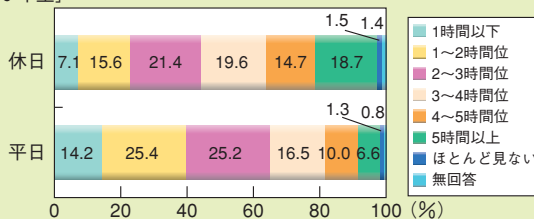


(注) 四捨五入の関係で合計が100%にならないことがある。

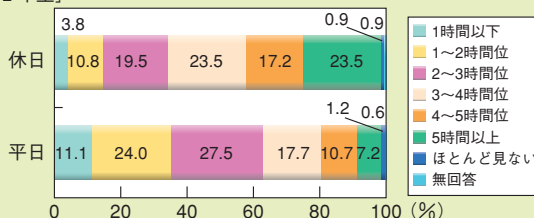
(資料) 国立オリンピック記念青少年総合センター「青少年の自然体験活動等に関する実態調査」(平成15年度)

○小中学生の1日のテレビ視聴時間

[小学5年生]



[中学2年生]



(資料) 日本PTA全国協議会「青少年とインターネット等に関する調査」(平成16年度)

1 スポーツ振興基本計画とスポーツ助成

(1) スポーツ振興基本計画

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる人類共通の文化の一つです。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義があります。

文部科学省では、平成12年9月に策定した「スポーツ振興基本計画」に基づいて、生涯スポーツ社会の実現、国際競技力の向上、学校体育の充実など様々なスポーツ振興施策に取り組んでいます。本計画は、スポーツ振興法に基づき、我が国のスポーツ振興に関する基本的な方針を定めたものであり、13年度から22年度までの10年間で実現すべき政策目標を設定するとともに、その政策目標を達成するために必要な施策を示しています。

スポーツ振興基本計画の進捗状況（例）

- (1) 生涯スポーツ社会の実現に向けた地域におけるスポーツ環境整備の充実方策
 - 成人の週1回以上のスポーツ実施率を2人に1人以上（50％）にする
 - 進捗状況

総合型地域スポーツクラブの全国展開など、生涯スポーツ社会の実現に向けた各種取組を推進した結果、成人の週1回以上のスポーツ実施率が、基本計画の策定時である平成12年の37.2％から、16年には38.5％に上昇しています。
- (2) 我が国の国際競技力の総合的な向上方策
 - オリンピックでのメダル獲得率を3.5％にすることを目指す
 - 進捗状況

オリンピック競技大会におけるメダル獲得率は、計画策定当時の直近のオリンピック競技大会であるアトランタ夏季オリンピック（1996（平成8）年）では1.7％でしたが、国際競技力の向上のための各種方策を推進した結果、最近の2大会（ソルトレーク冬季大会、アテネ夏季大会）のメダル獲得率の平均は3.35％に上昇しています。

(2) スポーツ振興基金等

スポーツ振興基金は、政府出資金と民間からの寄附金を原資とし、その運用益などにより、我が国のスポーツの競技水準の向上のための選手強化活動や、国際的・全国的なスポーツ大会の開催などに対する助成が行われています。

また、競技強化支援事業助成金として、オリンピック競技大会でメダル獲得の期待の高い競技種目について重点的・計画的に行う選手強化活動や、国内におけるトップリーグの運営に対する助成が行われています。

平成17年度は、以下の活動に対して約11億円の助成が行われています（図表2-8-1）。

図表 ■ 2-8-1 平成17年度スポーツ振興基金助成金等交付内定額

助成事業	件数（件）	助成額（千円）
スポーツ団体選手強化活動助成	63	89,416
スポーツ団体大会開催助成	55	107,350
選手・指導者スポーツ活動助成	324	362,734
スポーツ団体重点競技強化活動助成	175	404,080
スポーツ団体トップリーグ運営助成	8	171,000
合 計	625	1,134,580

(資料提供) 日本スポーツ振興センター

(3) スポーツ振興くじ

「スポーツ振興くじ (toto)」は、だれもが身近にスポーツに親しむことができる環境整備や、世界の第一線で活躍する選手の育成など、スポーツを振興するための財源確保を目的としています。平成17年度においては、文部科学省中央教育審議会スポーツ・青少年分科会において16年9月に取りまとめられた「平成18年度からのスポーツ振興くじの改善方策」を受けて、改善策の一部を前倒しして実施することとし、5月に当たりやすいくじとして「totoGOAL3」の発売を開始し、8月にはインターネットを利用した販売を開始しました（参照：本章コラム17）。

スポーツ振興くじの収益は、3分の1が地方公共団体等に、3分の1がスポーツ団体にそれぞれ助成され、総合型地域スポーツクラブの創設や活動、スポーツ団体の行うスポーツ活動などへの支援に充てられています。残りの3分の1は、国庫に納付され、教育・文化の振興や自然環境の保全、青少年の健全育成など幅広い目的に充てられます。

平成17年度は、以下の活動に対して約2.5億円の助成が行われています（図表2-8-2）。

Column 17

コ ラ ム

スポーツ振興くじの改善方策

スポーツ振興くじの収益は、スポーツ団体などに助成されるなどスポーツ振興に大きな役割を果たしてきましたが、売上げは年々減少を続け、助成金の額も減少しているため、文部科学省中央教育審議会スポーツ・青少年分科会においてスポーツ振興くじの改善方策が取りまとめられました。その中では、より当たりやすいくじの導入、会員登録等による確実な年齢確認を条件とする情報通信技術を活用した販売方法の導入、効果的な広報活動や多くの人々が楽しんでスポーツ振興くじに参加できるような販売促進の工夫を行うこと、などが提言されています。

文部科学省では、この提言を踏まえ、日本スポーツ振興センターと連携しつつ引き続き必要な取組を行うこととしています。



▲totoのロゴマーク



▲totoGOAL 3のロゴマーク

図表 ■ 2-8-2 平成17年度スポーツ振興くじ助成金交付内定額

助成事業	件数（件）	助成額（千円）
総合型地域スポーツクラブ活動助成	187	174,000
スポーツ団体が行う将来性を有する選手の発掘及び育成強化助成	29	48,101
スポーツ団体スポーツ活動助成	53	27,899
合 計	269	250,000

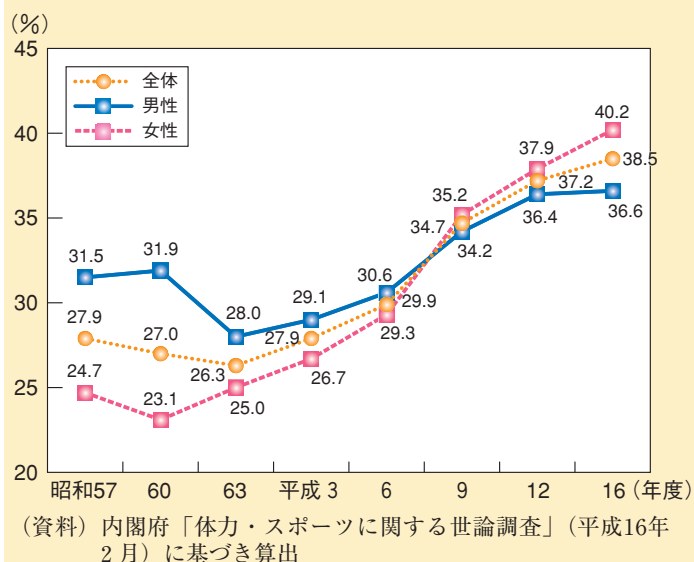
（資料提供）日本スポーツ振興センター

第 2 節 生涯スポーツの普及・振興

生涯スポーツ社会の実現は、明るく活力ある社会を形成していく上で、我が国の重要な課題です。生涯スポーツ社会とは、スポーツが生活に欠かせない文化として国民生活の中に根付き、国民の誰もが、生涯の各時期にわたって、いつでもどこでもスポーツに親しむことができる社会を指します。

前述（本章第1節①（1））のスポーツ振興基本計画では、このような生涯スポーツ社会の実現に向けた数値目標として、「できる限り早期に成人の週1回以上のスポーツ実施率が2人に1人（50%）となることを目指す」こととしています（図表2-8-3）。

図表 ■ 2-8-3 週1回以上運動・スポーツを行う者の割合の推移



1 総合型地域スポーツクラブの育成

国民一人一人が主体的にスポーツに親しめる地域のスポーツ環境づくりの方向としては、仲間、施設、活動プログラム、指導者などが有機的に結び付き、多様なニーズにこたえられるスポーツクラブづくりを進めていく必要があります。

（1）地域におけるスポーツクラブの現況

我が国においては、学校と企業、特に学校が、スポーツの普及や競技者の育成などの様々な役割を担ってきました。このため、学校を卒業するとスポーツに親しむ機会が著しく減少する傾向が見られます。もちろん、学校以外でも、地域や職場を中心としたスポーツクラブも多く存在しますが、性別・年齢・活動種目が限定されているなど、だれもが参加できるとは言い難い状況にあります。

こうした状況を改善するための方策として、身近な地域において、子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々が、それぞれの興味や目的に応じて参加できる、新たなタイプのスポーツクラブが求められています。

(2) 総合型地域スポーツクラブの全国展開

そこで、文部科学省では、このような新たなタイプのスポーツクラブとして「総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）」を提唱し、スポーツ振興基本計画において、その全国展開を、今後、生涯スポーツ社会を実現するため緊急に取り組むべき最重点施策として挙げています。

総合型クラブとは、

- ①子どもから大人まで（多世代）
- ②様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）
- ③それぞれの趣向・レベルに合わせて参加できる（多志向）

という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。総合型クラブは、地域住民が日常的にスポーツ活動を行う拠点として、生涯スポーツ社会の実現に寄与することはもとより、地域の子どものスポーツ活動の受け皿としての効果や、スポーツ活動を通じた家族のふれあいや世代間交流による青少年の健全育成、地域住民の健康の維持・増進、地域教育力の再生などといった役割も期待されています（参照：第1部第2章第7節）。

また、これら総合型クラブが継続的・安定的に運営されるためには、個々の総合型クラブだけでは解決できない課題に対応し、適切な指導・助言を行うなど総合型クラブの活動全般について効率的に支援する機能を有する「広域スポーツセンター」の育成も必要です。

スポーツ振興基本計画においては、総合型クラブの全国展開に関して、平成22年までの到達目標を以下のように掲げています。

- ①全国の各市区町村において少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを育成する。
- ②各都道府県において少なくとも一つは広域スポーツセンターを育成する。

文部科学省では、これまで総合型クラブや広域スポーツセンターの育成のためのモデル事業の実施や、クラブ育成の中心的な役割を担うクラブマネージャーの養成講習会の開催など、各種事業を行ってきました。こうした取組の成果もあって、平成17年7月現在、全国783市区町村において、2,155の総合型クラブが育成されています（文部科学省調べ）。また、16年度からは、全国的な組織基盤を有する（財）日本体育協会を活用することにより、効率的な育成を進める「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」を開始しました。これらの取組を通して、総合型クラブの全国展開をより一層推進していきます。

2 地域のスポーツ指導者の養成・確保

内閣府が実施している「体力・スポーツに関する世論調査」によると、スポーツ振興に関する国や地方公共団体への要望で最も高かったものの一つとして、スポーツ指導者の養成が挙げられます。

国民のスポーツ活動が多様化・高度化している今日、スポーツ指導者には幅広い教養と専門的知識が求められており、国や地方公共団体、スポーツ団体では質の高いスポーツ指導者の養成・確保を目的として、各種の事業を実施しています。文部科学省では、スポーツ団体が行う指導者養成事業に対し、一定の水準に達し奨励すべきものについて文部科学大臣認定を行ってきました。平成17年10月現在、82種目で11万8,944人が資格を取得しています。なお、公益法人に対する行政の関与の見直しにより、この認定制度は17年度末で廃止されましたが、スポーツ団体を中心として指導者養成事業は引き続き実施されています。

また、地域のスポーツ振興の推進者としての役割を果たしている体育指導委員については、全国の市町村に約6万人が配置されています（平成17年文部科学省調べ）。今後は、総合型クラブの普及・啓発や育成に積極的にかかわるなど、地域のスポーツ活動のコーディネーターとし

での役割が期待されています。

3 生涯スポーツ振興事業の実施

国民が各自の興味・関心に応じてスポーツに親しみ、日常生活の中にスポーツが定着することを目的として、様々な生涯スポーツの振興に向けた事業が実施されています。文部科学省でも、以下のような事業を実施しています。

(1) 全国スポーツ・レクリエーション祭

広く人々が気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、各世代にわたるスポーツ愛好者相互の交流を深める生涯スポーツの全国的な祭典です。第18回大会は、平成17年10月に岩手県内各地で開催されました。

(2) 生涯スポーツコンベンション

スポーツに係る産官学の関係者が一堂に会し、平成元年度から生涯スポーツ振興上の諸問題について研究討議・意見交換を行っています。

(3) 体育の日・体力づくり国民運動

スポーツについての国民の理解と関心を深めるために、国民の祝日である「体育の日」を中心に、体力テストや各種スポーツ行事の実施、体力・運動能力調査の結果の公表などを行っています。

また、昭和39年のオリンピック東京大会を契機に、日常生活を通して積極的に健康・体力づくりを実践していく国民運動が提唱され、毎年10月を「体力づくり強調月間」として、広く国民に健康・体力づくりの重要性を呼び掛けるなどの運動を展開しています。

(4) 生涯スポーツ功労者等の表彰

多年にわたり地域や職場において、スポーツの振興に功績のあった人や団体に対し、その功績をたたえるため、生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体として文部科学大臣が表彰しています。

4 スポーツ施設の整備・活用

(1) 公共スポーツ施設の現状

全国のスポーツ施設の数、約24万か所あり、そのうち学校体育施設が約15万8,000か所、公共スポーツ施設が約5万6,000か所、民間スポーツ施設が約2万5,000か所となっています（文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」平成16年）。

なお、平成16年の「体力・スポーツに関する世論調査」によると、公共スポーツ施設への要望は、「身近で利用できる施設数の増加」が最も多くなっており、スポーツ施設の整備に対する国民の強い期待があります。

(2) 公共スポーツ施設の整備

文部科学省では、様々なスポーツ活動を行う場を充実するため、地域におけるスポーツ活動の場としての体育館、水泳プール、運動場などのスポーツ施設の整備を促進しています。

(3) 民間スポーツ施設の活用

地域住民の日常のスポーツ活動の場としては、学校体育施設や公共スポーツ施設はもとより、民間のスポーツ施設も大きな意義を有しています。

このため、企業の有する福利厚生施設を地域のスポーツ振興のために有効活用する観点から、企業が地方公共団体を通じて、年間800時間以上、又は年間240日以上、スポーツ施設を地域住民に無償開放した場合に、税制面で一定の優遇を受けられる制度が設けられています。

第3節

子どもの体力の向上

1 子どもの体力の重要性と現状

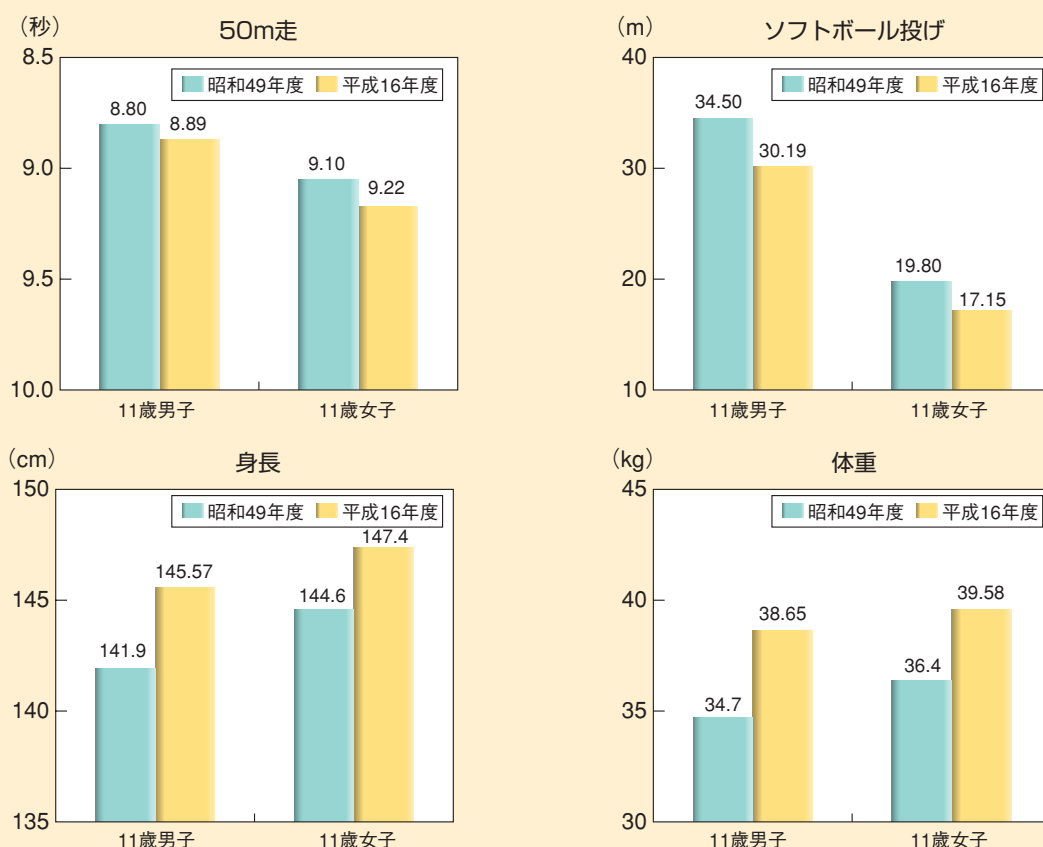
体力は、人間が発達・成長し、創造的な活動を行っていくために必要不可欠なものです。人間が知性を磨き、知力を働かせて活動していく源であるとともに、生活を営む上での気力の源でもあり、体力・知力・気力が一体となって人間としての活動が行われます。体力は「生きる力」の極めて重要な要素です。このように、人間のあらゆる活動の源になる体力を、子どもの時期にしっかりと身に付けていくことは、子どもの将来にとって大変重要です。したがって、「子どもの体力」の重要性を、子どもたちを見守り、育てていく地域・学校・家庭が正しく認識することが必要です。

文部科学省では、国民の体力の現状を明らかにし、その結果を国民の体力づくり、健康の保持増進に役立てるため、「体力・運動能力調査」を昭和39年から毎年実施しています。

この調査結果によると、親の世代に比べ、子どもの体格は向上しているものの、体力については逆に低下している傾向が見られます（図表2-8-4）。

図表 2-8-4 子どもの体力・運動能力の変化

○親の世代（30年前）との比較



(資料) 文部科学省「体力・運動能力調査」

2 子どもの体力向上のための具体的な取組

前項で示したような子どもの体力の現状を踏まえて、平成13年4月11日に中央教育審議会への諮問がなされました。この諮問を受け、中央教育審議会スポーツ・青少年分科会において、

体力の低下の原因はもとより，体を動かす動機付けや，運動・スポーツに親しむための方策，体力向上のための望ましい生活習慣を形成するための方策などについて審議がなされ，14年9月30日に中央教育審議会答申として「子どもの体力向上のための総合的な方策について」が取りまとめられました。

答申では，体力は人間の活動の源であり，健康の維持・増進のほか意欲や気力といった精神面の充実にも大きくかかわっており，子どもの体力低下の問題が子ども自身のみならず，将来の社会全体へ影響を及ぼすことについて指摘しています。また，子どもがより一層体を動かすとともに，適切な生活習慣を身に付けていくために，行政や学校，家庭，地域社会が取り組むべき具体的な方策について提言しています。

文部科学省では，この答申を受け，子どもの体力向上に向けて，平成15年度から以下のような施策を展開しています。

(1) 子どもの体力向上キャンペーン

子どもの体力を向上させるための全国的なキャンペーン事業を実施しています。具体的には，体力の重要性などをアピールするためのキャンペーンポスターを広く子どもたちから募集するとともに，親子で運動・スポーツに積極的に親しむ機運を醸成するための各種イベントの開催などを行っています。



▲子どもの体力向上キャンペーンポスター
平成17年度文部科学大臣賞受賞作品



▲平成17年度 子どもの体力向上キャンペーン中央イベント
開催日：平成17年10月10日（体育の日）
場 所：国立スポーツ科学センター

(2) スポーツ選手ふれあい指導事業

全国の自治体などが行う子どもを対象としたスポーツ教室にオリンピックなどで活躍したトップレベルの選手を派遣し，子どもたちと直接ふれあい，スポーツの楽しさを体験してもらう事業を展開しています。

(3) スポーツ・健康手帳の作成・配布等

小学校中・高学年用に，子どもが自分の体について関心を持ち，自ら目標を立てて運動や規則正しい生活習慣を実践するための手帳として「元気アップハンドブック」，小学校低学年・幼児用に，子どもが日常的に家族や仲間とできる楽しい運動遊びの紹介と，ごほうびシールで楽しみながら自然に体を動かす習慣を身に付ける動機付けを行う「げんきあっぷかれんだー」を作成・配布しています。

第4節

学校体育の充実

1 体育の授業の充実

学校における「体育」は、生涯にわたって運動に親しむ基礎をつくるものであり、近年、児童生徒の体力の低下傾向が続く中、学校体育の重要性は一層高まっています。

学習指導要領においては、「体育・保健体育」は、心と体を一体としてとらえ、運動についての理解と合理的な実践を通して、積極的に運動に親しむ資質・能力を育てることや体力の向上を図ることをねらいとしています。小・中学校は平成14年度から完全実施、高等学校は15年度に入学する生徒から学年進行で実施しています。

学習指導要領（体育）のポイント

- 児童生徒の発達段階に応じて運動を一層選択して履修できるようにすることや、体力の向上を図るための内容を重視する。
- 新たに、自分の体に気付き、体の調子を整えるなどをねらいとした「体ほぐしの運動」にかかわる内容を取り上げる。
- 児童生徒が自己の能力等に応じた学習を行うことができるよう、児童生徒や学校の実態に応じて一層弾力的に指導できるようにする。特に、球技については、新たに学校や地域の実態に応じて多様な運動ができるようにする。

2 教員の指導力の向上

文部科学省では、学習指導要領の趣旨に基づき適切に学習指導を展開するための指導資料の作成や教育課程説明会の開催、教員の指導力の向上を図るための学校体育指導者中央講習会などの各種講習会を開催しています。

3 運動部活動への支援

近年、児童生徒の運動部活動の参加率は一定水準を保っています（図表2-8-5、図表2-8-6）。しかし、児童生徒数そのものの減少などによる学校の運動部活動参加児童生徒数の減少、指導者の高齢化や実技指導力不足などの要因で、単独校によるチーム編成ができない、あるいは、十分な指導ができないなど、競技種目によっては、その活動を継続することが困難な状況が生じています（図表2-8-7、図表2-8-8）。

図表 2-8-5 運動部所属中学校生徒数の推移

区分	運動部所属生徒数（人）			生徒数（人）			所属率（％）		
	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計
平成14年度	1,516,549	1,024,873	2,541,422	1,975,792	1,887,057	3,862,849	77	54	66
平成16年度	1,446,404	1,038,199	2,484,603	1,872,596	1,790,917	3,663,513	77	58	68

（資料）文部科学省「学校基本調査」（（財）日本中学校体育連盟調べ）

図表 ■ 2-8-6 運動部所属高等学校生徒数の推移

区分	運動部所属生徒数（人）			生徒数（人）			所属率（％）		
	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計
平成14年度	940,800	475,064	1,415,864	1,981,645	1,947,707	3,929,352	47	24	36
平成16年度	968,903	475,904	1,444,807	1,884,623	1,834,425	3,719,048	51	26	39

（資料）文部科学省「学校基本調査」（（財）全国高等学校体育連盟及び（財）日本高等学校野球連盟調べ）

図表 ■ 2-8-7 中学校における主な競技別運動部数の推移

	競技名	平成6年	平成11年	平成16年	(16年－6年)		(16年－11年)	
					増減数	増減率(%)	増減数	増減率(%)
男子	軟式野球	8,702	8,845	9,103	401	4.6	258	2.9
	バスケットボール	7,387	7,411	7,377	△ 10	△ 0.1	△ 34	△ 0.5
	卓球	7,905	7,208	7,198	△ 707	△ 8.9	△ 10	△ 0.1
	サッカー	7,387	7,041	7,006	△ 381	△ 5.2	△ 35	△ 0.5
	陸上競技	7,104	7,208	6,441	△ 663	△ 9.3	△ 767	△ 10.6
女子	バレーボール	9,474	9,217	8,924	△ 550	△ 5.8	△ 293	△ 3.2
	ソフトテニス	7,622	7,750	7,570	△ 52	△ 0.7	△ 180	△ 2.3
	バスケットボール	7,622	7,469	7,520	△ 102	△ 1.3	51	0.7
	陸上競技	6,943	7,090	6,051	△ 892	△ 12.8	△ 1,039	△ 14.7
	卓球	6,401	6,324	6,050	△ 351	△ 5.5	△ 274	△ 4.3

（資料）（財）日本中学校体育連盟調べ

図表 ■ 2-8-8 高等学校における主な競技別運動部数の推移

	競技名	平成6年	平成11年	平成16年	(16年－6年)		(16年－11年)	
					増減数	増減率(%)	増減数	増減率(%)
男子	バスケットボール	4,263	4,439	4,346	83	1.9	△ 93	△ 2.1
	サッカー	4,160	4,276	4,254	94	2.3	△ 22	△ 0.5
	陸上競技	4,360	4,321	4,217	△ 143	△ 3.3	△ 104	△ 2.4
	硬式野球	4,104	4,169	4,840	736	17.9	671	16.1
	卓球	4,020	3,916	3,933	△ 87	△ 2.2	17	0.4
女子	バレーボール	4,391	4,359	4,310	△ 81	△ 1.8	△ 49	△ 1.1
	バスケットボール	4,111	4,034	3,943	△ 168	△ 4.1	△ 91	△ 2.3
	陸上競技	4,148	4,004	3,844	△ 304	△ 7.3	△ 160	△ 4.0
	バドミントン	3,164	3,346	3,457	293	9.3	111	3.3
	剣道	3,377	3,276	3,141	△ 236	△ 7.0	△ 135	△ 4.1

（資料）（財）全国高等学校体育連盟及び（財）日本高等学校野球連盟調べ

このため、文部科学省では、運動部活動などの指導における外部指導者の活用を促進するための事業を実施するとともに、シーズンによって複数の種目に取り組むことができる総合運動部活動の推進、複数の学校でチームを編成する複数校合同の運動部活動や運動部活動と地域スポーツクラブとの連携などについて、実践地域を設け、研究を行っています。さらに、運動部活動に所属する児童生徒や地域住民が交流できるクラブハウスの整備や、学校の運動場の芝生化も積極的に推進しています。

4 学校体育大会の充実

「全国中学校体育大会」や「全国高等学校総合体育大会（インターハイ）」などの学校体育大会は、学校教育活動の一環として開催されるものです。これらの大会は、日ごろの運動部活動の成果の発揮、学校の異なる生徒相互の交流など大きな教育的効果があるため、文部科学省としても学校体育大会の充実に向けて支援を行っています。

また、学校体育大会へ参加する生徒を引率する場合、教職員のほかに、特例として外部指導者による引率も認めるなど引率規定の見直しを行っています。この引率規定は、全国中学校体育大会については平成15年度から適用、全国高等学校体育大会についても16年度から適用されています。



▲全国高等学校総合体育大会（千葉きらめき総体）

◆スポーツ拠点づくり推進事業

小・中・高校生が、スポーツの全国大会への参加を目標や励みとすることは、明るく活力ある社会の形成にも貢献し極めて有意義です。また、地域ごとにスポーツの全国大会の象徴的な拠点をすることはスポーツを通じた地域の活性化を図る上で極めて有効です。文部科学省は総務省と共同で「スポーツ拠点づくり推進事業」を実施しています。

この事業は、小・中・高校生が参加する各種スポーツの全国大会を、関係スポーツ団体と市町村が連携・協力して、同一の市町村で将来にわたって継続的に開催できるよう、宝くじの収益を活用した必要な財政支援などを行うものです。

「スポーツ拠点づくり推進委員会」において、平成17年度分に計34、18年度分は計21、これまで55の拠点を選定しましたが、今後も引き続き取り組んでいく予定です。

5 学校体育施設の充実

(1) 学校体育施設の整備

文部科学省では、学校の水泳プールや武道場などの体育施設の整備を促進しています（図表2-8-9）。

図表 ■ 2-8-9 公立の小・中・高等学校等における水泳プール・武道場の整備状況

学校区分	学校数	水泳プール		武道場	
		整備校数	整備率	整備校数	整備率
小学校	22,856	19,838	86.8%	—	—
中学校	10,238	7,428	72.6%	4,703	45.9%
高等学校	4,082	2,637	64.6%	3,789	92.8%
中等教育学校	8	3	37.5%	3	37.5%
盲・聾・養護学校	943	625	66.3%	—	—

（資料）文部科学省調べ（平成17年5月1日現在）

(2) 学校体育施設の利用の促進

学校体育施設は、全国に約15万8,000か所があり、様々なスポーツ施設の約6割を占めており、地域の最も身近なスポーツ施設です。文部科学省では、学校体育施設が地域住民のスポーツ活動の拠点となるよう、施設開放を行う上で必要な夜間照明施設やクラブハウスの整備事業に対して補助を行うなど、学校施設の開放を積極的に推進しています。現在、屋外運動場の約80%、体育館の約86%、水泳プールの約22%が地域に開放されています。

しかしながら、施設開放は行っているものの定期的ではなかったり、利用手続が煩雑であったり、利用方法などの情報が不足しているといった、地域住民のニーズに十分対応し切れていない面も見られます。このため、今後、学校体育施設はこれまでの単に場を提供するという「開放型」から、学校と地域社会の「共同利用型」へと移行し、地域住民の立場に立った積極的な利用の促進を図っていくことが重要です。

(3) 運動場の芝生化の促進

子どもが体を動かしたくなる気持ちを持つとともに、思い切って体を動かすことができるようにするためには、最も身近にある学校の運動場や校庭の芝生化は有効です。

しかしながら、運動場や校庭の芝生化を既に行った学校は、まだまだ少ないのが現状です。

芝生化された運動場を開放することにより、地域住民が集い、地域の交流拠点となる効果も期待されます。

第5節

国際競技力の向上

平成16年8月に開催されたアテネオリンピック競技大会での日本選手の活躍のように、競技者のひたむきな挑戦やその結果として生まれる記録や勝利する姿は多くの人々に夢と感動を与え、スポーツに対する興味や関心を高めるものです。

平成16年2月に内閣府が実施した「体力・スポーツに関する世論調査」によると、約8割の国民が日本選手の活躍に関心を示し、さらに、国際競技大会で日本選手が活躍するために公的な援助を行うことについても、約7割強の国民が援助の必要性を認めています。

また、スポーツは同一ルールの下に言語の壁を超えて行われるものであり、諸外国との相互理解や友好親善にも大きな役割を果たしています。このように、競技スポーツは活力ある健全な社会の形成に寄与するものであり、人類共通の文化の一つであると言えます。

我が国のスポーツの国際的な競技力の向上を図っていくことは重要な課題です。過去のオリンピック競技大会におけるメダル獲得状況を主要各国と比較した場合、我が国の国際競技力は長期的・相対的に低下傾向にありました（メダル獲得率の推移については、[図表2-8-10](#)）。昭和39（1964）年の東京オリンピックでは29個のメダルを獲得（すべてのメダルの数に占める日本選手団が獲得したメダル獲得率は5.8%）したものの、それ以降徐々に低下し始め、1996（平成8）年のアトランタオリンピックでは14個のメダル獲得（同獲得率は1.7%）にとどまりました。

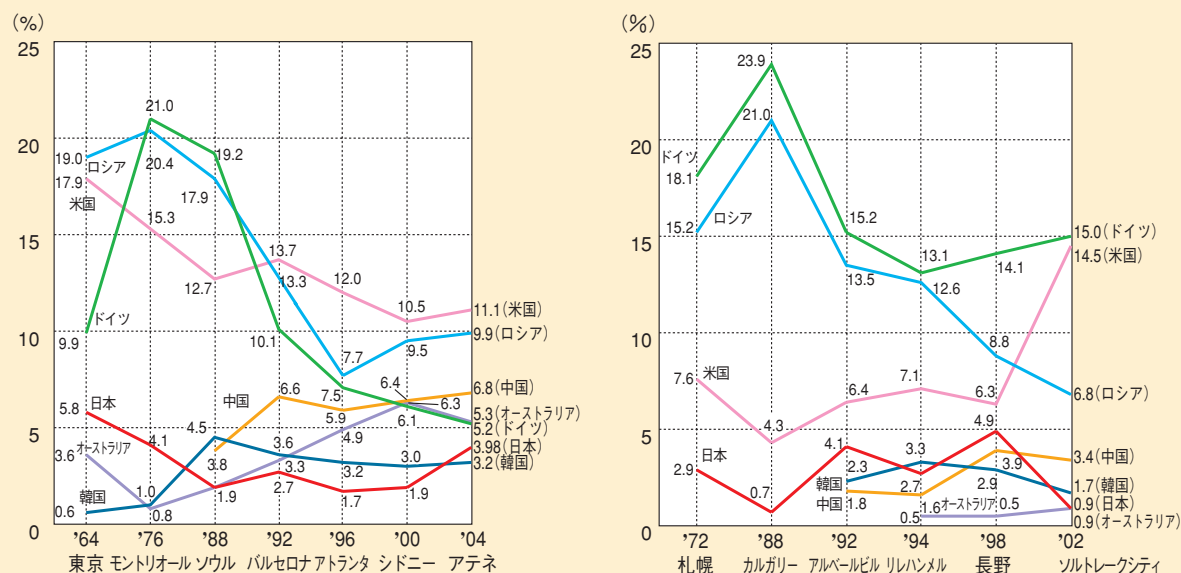
このため、文部科学省では、平成12年9月に「スポーツ振興基本計画」を策定し、その中で「我が国の国際競技力の総合的な向上方策」を一つの柱とし、（財）日本オリンピック委員会及び各競技団体と連携しながら、ジュニアからトップレベル競技者までの一貫指導システムの構築、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターの整備、指導者の養成・確保、強化合宿等の選手強化事業への支援などの施策を総合的に推進してきました。

その結果、2004（平成16）年のアテネオリンピックでは、我が国は過去最高の37個のメダル

を獲得し、我が国の国際競技力の向上ぶりを世界に強くアピールすることができました。アテネオリンピックでの日本人選手の活躍は、これらの施策や（財）日本オリンピック委員会及び各競技団体の取組の効果が現れてきたものと考えられます。

文部科学省では、今後も国際競技力の向上に向けた施策のより一層の推進を図っていくこととしています。

図表 ■ 2-8-10 オリンピック競技大会におけるメダル獲得状況



- (注) 1. メダル獲得率 = $\frac{\text{当該国のメダル獲得数}}{\text{全競技種目のメダル総数}} \times 100$
 2. ドイツについては、ソウル大会までは東西ドイツの合計獲得数。
 3. ロシアについては、ソウル大会までは旧ソ連、バルセロナ大会はCISの獲得数。

- (注) 1. メダル獲得率 = $\frac{\text{当該国のメダル獲得数}}{\text{全競技種目のメダル総数}} \times 100$
 2. ドイツについては、カルガリー大会までは東西ドイツの合計獲得数。
 3. ロシアについては、カルガリー大会までは旧ソ連、アルベールビル大会はCISの獲得数。

(資料) 文部科学省調べ

1 トップレベル競技者の育成・支援

(1) 国立スポーツ科学センターの活用

平成13年10月に開所した国立スポーツ科学センター（JISS：Japan Institute of Sports Sciences）（<http://www.jiss.naash.go.jp>）は、我が国のトップレベル競技者の強化、優れた素質を有するジュニア競技者の発掘、一貫指導システムによるトップレベル競技者の育成など、我が国の国際競技力の向上に向けた組織的・計画的な取組をスポーツ科学・医学・情報の側面から支援することを目的とする機関です。

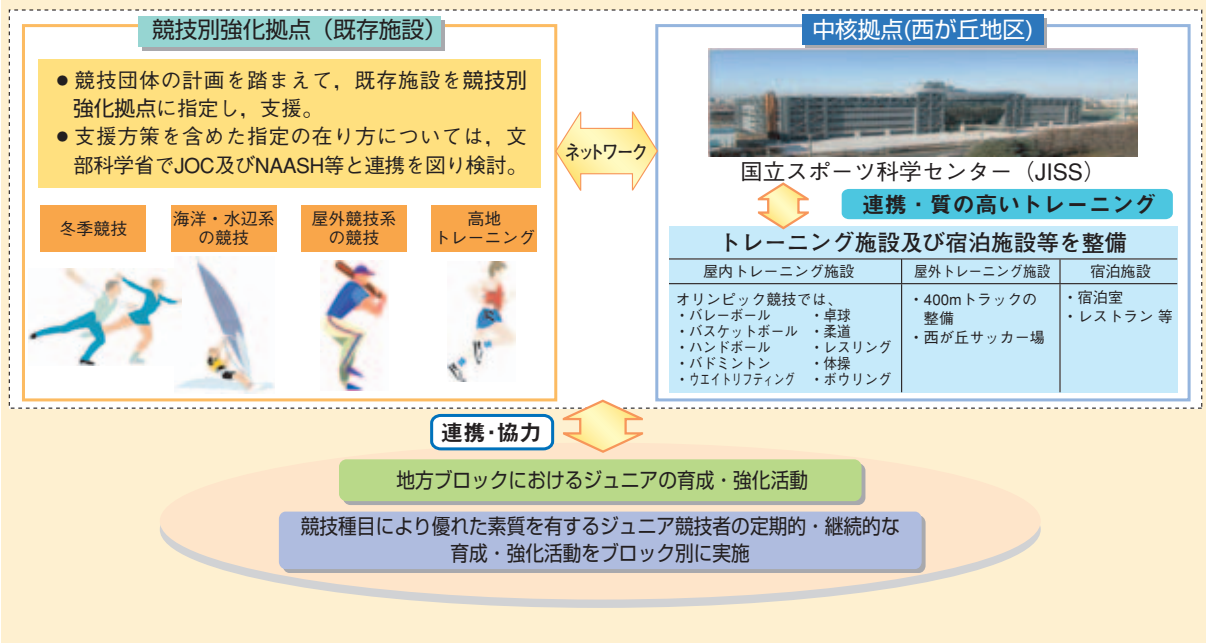
JISSは、この目的の実現に向けて、科学的な分析に基づく効果的なトレーニング方法の開発やスポーツ障害などに対する医学的なサポート、スポーツに関する各種情報の収集・分析・蓄積・提供などを一体として行い、オリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における我が国のメダル獲得率の向上に寄与しています。

(2) ナショナルトレーニングセンターの整備 → TOPICS 1

トップレベル競技者の育成・強化に当たっては、競技ごとの専用練習場や宿泊施設等を備え、集中的・継続的にトレーニングを行うことができる拠点の整備が不可欠となっています。米国、

ロシア、中国、オーストラリア、ドイツ、フランス、韓国など、オリンピックのメダル獲得上位国のほとんどで、既にこうした機能を有する「ナショナルトレーニングセンター」が整備されており、競技力の向上に大きく貢献しています。こうした状況を踏まえ、我が国においてもナショナルトレーニングセンターの整備が強く求められてきました（図表2-8-11）。

図表 ■ 2-8-11 我が国のナショナルトレーニングセンター（イメージ図）



文部科学省では、スポーツ振興基本計画において、ナショナルレベルの本格的なトレーニング拠点を早期整備するとの方針を示しました。これに併せて、平成13年7月から外部有識者による調査研究を開始し、各競技団体の実情を把握するとともに、国立スポーツ科学センター（JISS）との連携などを踏まえたナショナルトレーニングセンターの整備の在り方について検討を行い、15年4月に中間まとめ、16年6月に報告書を取りまとめました。

この中で、トップレベル競技者の育成・強化を図るためには、JISSの機能を活用し、スポーツ医・科学の研究成果や最新の情報技術などを取り入れた効果的なトレーニングを可能にすることが必要であるということから、以下のような基本的な考え方が示されました。

- ①JISSが所在する東京都北区西が丘地区に屋内外のトレーニング施設及び宿泊施設を備えた中核拠点を整備すること
- ②中核拠点で対応できない冬季、海洋・水辺系及び屋外系の競技、高地トレーニングについては、既存の施設を活用することとし、これらを競技別強化拠点として指定し、中核拠点とのネットワーク化を図っていくこと

また、中核拠点に整備する施設などについては、対応する種目や整備に際しての留意点などが示されました。

文部科学省では、平成16年度からナショナルトレーニングセンター中核拠点の整備に本格的に着手しており、17年6月に基本設計を取りまとめました。今後、2008（平成20）年の北京オリンピックに間に合うよう整備する予定を進めています（図表2-8-11）。

ナショナルトレーニングセンター中核拠点施設の概要

- (1) 屋内トレーニング施設
 - 屋内トレーニング施設は、地下1階、地上3階で、国際競技ルールに対応した競技ごとの専用の練習場や各競技団体が共用で利用できる共用コート、研修室及びコーチ室などを設置します。
 - また、厳しいトレーニングを行う競技者のメンタル面への配慮として、安らぎの場としてのリラックス・リフレッシュスペースにも配慮するなど、トレーニングを行う場としてふさわしい環境を備えた施設です。
- (2) 屋外トレーニング施設
 - 屋外トレーニング施設は、屋根付きの全天候型400mトラック（6コース）、天然芝のインフィールド、傾斜走路、砂場走路や投てき施設などを設置します。
 - また、テニスコートは、屋根を設置し、雨天時の利用を可能にするとともに、国際規格に対応したコートです。
- (3) 宿泊施設
 - 宿泊施設は、地下1階、地上6階で約1万2,000m²の規模です。
 - ナショナルチームの長期合宿が行える機能を持った施設で、約250名規模の人員が宿泊できます。宿泊室は、ホテルのようなバスルーム付きのシングル又はツインルーム、ジュニアの合宿に対応した和室など多様な宿泊形態に対応できるようにします。

(3) トップレベル競技者の強化活動の充実

我が国の国際競技力の向上を図るためには、トップレベル競技者の強化活動をより充実させることが重要です。このため、文部科学省では、「ニッポン復活プロジェクト」として（財）日本オリンピック委員会が行うナショナルチームの国内外での強化合宿や専任コーチの設置などに対して補助を行うとともに、メダル獲得の期待の高い競技について重点的な強化を図るなど競技力の向上を図っています。

(4) 指導者の養成・確保

トップレベル競技者の育成・強化を行うためには、優れた素質を有する競技者に対して適切な指導を行うことができる、高度な専門的能力を有する指導者の養成・確保が重要です。

このため、文部科学省では、（財）日本体育協会及び各競技団体が実施しているスポーツ指導者養成事業や、（財）日本オリンピック委員会が競技ごとに配置しているトップレベル競技者を指導するコーチの専任化を支援するとともに、ナショナルコーチ等育成プログラム策定のためのモデル事業を実施しています。また、トップレベル競技者が、引退後、競技生活での経験や培ったノウハウをもとに、指導者として活躍できる環境を整備するため、トップレベル競技者のセカンドキャリア支援に関する調査研究事業を実施しています。

また、トップレベル競技者の育成・強化に当たるコーチ、スポーツ医・科学研究者や都道府県行政担当者などを対象とし、それぞれの分野における諸問題についての研究協議や情報交換を行うため、「スポーツコーチサミット」を開催し、関係者の相互理解や連携を促進する体制の強化を図っています。

(5) 一貫指導システムの構築

国際競技力の向上を図るためには、優れた素質を有する競技者に対し、ジュニア期から個人の特性や発達段階に応じて一貫した指導理念に基づく指導を行い、世界で活躍できるトップレベル競技者へと組織的・計画的に育成していく必要があります。

このような観点から、スポーツ振興基本計画においては、各競技団体がトップレベル競技者

を育成するための指導理念や指導内容を示した競技者育成プログラムを作成し、このプログラムに基づき一貫指導を実施する体制を整備することとしています。

(6) 企業スポーツへの支援

我が国のトップレベル競技者は、企業のスポーツチームに所属しながら競技活動を行っている者が多く、企業は、トップレベル競技者の生活を支援するとともに、安定した練習環境を与えるなど、我が国の競技力の向上について重要な役割を担ってきました。

しかしながら、近年の厳しい経済状況の影響などにより、企業が所有するスポーツチームの一部が休廃部に追い込まれるケースが多くなっており、企業所属のトップレベル競技者の活動基盤に深刻な問題が生じています。

こうした状況を受けて、文部科学省では、平成15年度から、国内トップレベルのリーグを運営する組織に対して、マネジメント（運営管理）能力のある人材を配置するなど、リーグ運営の安定化や活性化を図ることを目指した「トップリーグ支援事業」を実施しています。さらに、企業から独立した運営を目指しているトップレベルのスポーツクラブに対しては、財政基盤の強化やクラブが実施する地域貢献事業の強化など、今後、多くのクラブの参考事例となるようなモデルクラブを支援する「トップレベル・スポーツクラブ活動支援事業」を実施しています。

(7) プロスポーツの振興

プロスポーツは「みるスポーツ」として幅広い年齢層に親しまれ、スポーツの裾野を広げる上で重要な役割を果たしています。また近年、オリンピックなどの国際競技大会においてプロの競技者の参加を認めるケースが増加し、世界的にアマチュアスポーツとプロスポーツの垣根が低くなる傾向にあります。こうしたことから、プロスポーツにおける競技力の向上が我が国の国際競技大会における成績に直結する状況が生じており、プロスポーツの振興はもとより、アマチュアスポーツとプロスポーツとの連携を図ることが重要になっています。

文部科学省では、平成10年5月にスポーツ振興法が改正され、プロスポーツ選手の高度な競技技術の活用について努めることとされたことを踏まえて、11年度より、プロの競技者等がアマチュアの競技者等に指導を行うことを推進する事業を行っています。

2 国内・国際競技大会への支援

(1) オリンピックやワールドカップなど

我が国では、スポーツの祭典であるオリンピックやサッカーの最高峰の大会であるFIFAワールドカップの日韓共同開催など、これまで数多くの国際競技大会が開催されており、今後も多くの国際競技大会の開催が予定されています（図表2-8-12）。

これらの国際競技大会の開催は、スポーツの振興、競技力の向上、スポーツによる国際親善などに大きく寄与することはもとより、世界のトッププレイヤーの競技を目の当たりに観戦することにより多くの国民に大きな感動を与えるものです。

このような国際競技大会の招致・開催に当たって、文部科学省は、準備運営団体と関係省庁との連絡調整、事業計画等に対する助言など様々な形で支援を行っています。

(2) 国民体育大会の開催

国民体育大会（国体）は、広くスポーツを普及し国民の体力向上を図るとともに、地域のスポーツと文化の振興を図ることを目的として、文部科学省、（財）日本体育協会、開催地都道府県が主催し、都道府県対抗方式により毎年開催されている我が国最大の総合スポーツ大会です。

平成17年の第60回大会では、冬・夏・秋季合わせて40競技が実施され、約2万8,100名の都道府県代表選手が天皇杯・皇后杯を目指し競い合いました（図表2-8-13）。

（財）日本体育協会は、大会の充実・活性化と大会運営の簡素・効率化を図るため、平成15

年3月に「新しい国民体育大会を求めて―国体改革2003―」を策定し、既存施設や近接県の施設の活用、トップレベル競技者の参加促進、卒業した中学校又は高等学校の所在地からの出場が可能となる「ふるさと選手制度」の導入などとともに、18年の第61回兵庫国体から夏・秋大会の一本化、20年の第63回大分国体から大会規模の適正化（参加者の15%削減）を実施するなど、国体改革を推進しています。

図表 ■ 2-8-12 今後日本で開催される主な国際競技大会

開催年	大会名	開催予定地	期 間
平成18年 (2006年)	第34回世界クロスカントリー選手権福岡大会	福岡市	4/1～4/2
	第15回バスケットボール男子世界選手権大会	さいたま市ほか	8/19～9/3
	2006年バレーボール世界選手権大会	東京都ほか	10/31～12/3
平成19年 (2007年)	2007年ノルディックスキー選手権大会	札幌市	2/22～3/4
	2007年世界フィギュアスケート選手権大会	東京都	3/19～3/25
	第11回世界陸上選手権大会	大阪市	8/24～9/2

図表 ■ 2-8-13 第60回国民体育大会実施競技及び参加者（選手・監督）数

季別（開催県）	正式競技	公開競技
冬季大会 (岩手県・東京都・山梨県)	3 競技 スケート・スキー等 約3,100名	1 競技 バイアスロン 約130名
夏季大会 (岡山県)	9 競技 水泳・サッカー等 約7,200名	1 競技 ビーチバレー 約90名
秋季大会 (岡山県)	28競技 陸上競技、体操等 約1万7,800名	2 競技 高等学校野球等 約380名
計	40競技 約2万8,100名	4 競技 約600名

3 アンチ・ドーピング活動の推進

競技者の競技能力を向上させるために禁止されている物質や方法を使用することを「ドーピング」と言います。スポーツにおけるドーピングは、①競技者自身の健康を損ねる、②スポーツのフェアプレー精神に反する、③薬物の習慣性から社会的な害を及ぼすものであり、ドーピングの撲滅のための取組（アンチ・ドーピング活動）が重要になっています。

平成11（1999）年、世界各国におけるアンチ・ドーピング活動の推進を目的として、世界のスポーツ関係者と各国政府関係者の協力により「世界アンチ・ドーピング機構（WADA：World Anti-Doping Agency）」が設立されました。我が国はアジア地域の常任理事としてWADAに協力し、国際的な教育・普及活動などに取り組んでいます。

我が国においても、平成13（2001）年、ドーピング検査を公正・中立的に行う独立した国内調整機関として「(財)日本アンチ・ドーピング機構（JADA：Japan Anti-Doping Agency）」が設立されました。

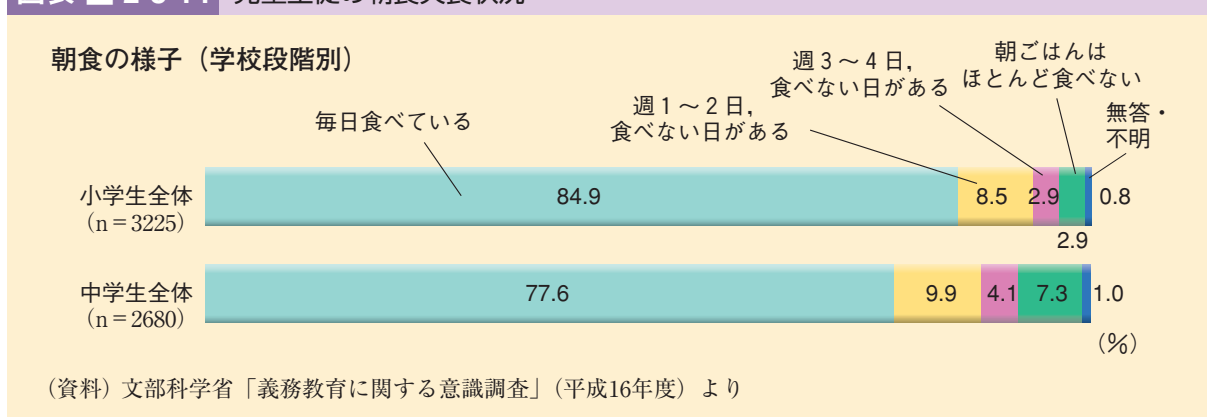
こうした中、スポーツにおけるドーピングの撲滅に向けた各国の取組及び国際協力を推進するため、平成17（2005）年10月のユネスコ総会において「アンチ・ドーピング条約」が採択されました。これを受けて、我が国においても本条約の締結に向けた国内体制の整備の検討を行っているところです。文部科学省では、今後とも、WADAやJADAなどと連携・協力を図りながら、アンチ・ドーピング活動を推進していくこととしています。

1 学校における食育の推進 →TOPICS 2

近年、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、偏った栄養摂取、朝食欠食などの子どもの食生活の乱れや肥満傾向の増加などが見られます（図表 2-8-14）。

成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身をはぐくむために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に当たって大きな影響を及ぼすものであり、極めて重要です。

図表 2-8-14 児童生徒の朝食欠食状況



また、食品の安全性についての関心が高まる中で、食品の品質や安全性について正しい知識・情報に基づいて自ら判断できる能力を子どもたちに身に付けさせることが必要となっています。さらに、食を通じて、地域の産物や文化を理解し、継承することも望まれています。

このような状況の中、「食育基本法」が平成17年6月に可決・成立し、7月に施行されました。この法律では、特に子どもたちに対する食育を重視しており、学校における食育の推進を強く求めています。

学校において食育を推進するためには、まず、指導体制の整備が重要であることから、平成17年4月から制度が開始された栄養教諭の配置を推進しています。

(1) 栄養教諭制度について

学校における食に関する指導は、これまで、給食の時間、各教科、学級活動などで学校栄養職員を活用しつつ行われてきましたが、明確な指導体制の整備が十分ではなく、地域や学校ごとに取組はまちまちでした。しかし、近年の子どもの食を取り巻く環境の変化に対応するためには、指導体制を整備し、学校教育全体の中で食に関する指導が体系的・継続的に行われることが重要です。

このようなことから、中央教育審議会答申「食に関する指導体制の整備について」（平成16年1月）を踏まえ、関係法律の改正により栄養教諭制度が創設され、17年4月から栄養教諭制度が開始されました。

① 栄養教諭の職務

栄養教諭には、学校における食育の推進のけん引役としての役割を担い、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、栄養管理や衛生管理、物資管理などの学校給食の管理とともに、食に関する指導を一体として職務を担うことにより、高い教育上の相乗効果をもたらすことが期待されています。

その際には、栄養教諭がその専門性を生かして直接に指導するだけでなく、学校の食に関する指導に係る全体的な計画の実施の策定において中心的な役割を果たし、食に関する正しい知識などを教職員に普及し、学級担任や教科担任等の食に関する指導を推進することにより、学校全体での体系的・継続的な指導が実施されることが期待されます。

(ア) 児童生徒等への個別的な相談指導

保護者からの申し出や健康診断や聞き取り調査などで発見された、肥満や食物アレルギーなどの児童生徒が抱える個々の問題に適切に対応するために、栄養教諭は、学級担任、養護教諭、学校医などと連携しつつ、保護者と面談などを重ね、児童生徒の食生活に関して、栄養に関する専門性を生かしたきめ細かな指導・助言を行います。なお、個別的な指導とともに、児童生徒の症状などに合わせた学校給食への対応も、必要に応じて行います。

(イ) 児童生徒への教科・特別活動等における教育指導

食に関する指導は、給食の時間や特別活動、各教科、道徳、総合的な学習の時間といった学校教育全体の中で体系的・継続的に行われるものであり、その中で栄養教諭はその専門性を生かして、各学級担任や教科担任等との連携を図りながら積極的に指導を担っていきます。実際に食べるという体験を通じた効果的な指導が期待できることから、学校給食を教材として、授業内容と絡めつつ、指導を行うことが期待されます。特に、給食の時間においては、食事の準備から後片付けまでを通じて、食事のマナーを学んだり、地域の伝統料理により、食文化などを効果的に学ぶ場として活用できます。栄養教諭は給食の管理も職務とすることから、学校給食を有効に活用した指導を行うことが期待されます。

(ウ) 食に関する指導の連携・調整

このように食に関する指導は、各教科等に幅広く関わるものであり学校教育全体を通して行うことが必要です。このため、栄養教諭のみならず関係教職員が食に関する指導の必要性を理解し、必要な知識や指導方法を身に付けるとともに、関係する教職員が十分に連携・協力を行うことにより、体系的、継続的に効果的な指導を行うことが必要です。栄養教諭は、各教科等において指導に携わるだけでなく、学校における食に関する指導に係る全体的な計画の策定の中核的役割を果たすなど、教職員間の連携・調整の要としての役割を^{かなめ}発揮することが期待されます。

また、食育は、学校だけにとどまらず、広く家庭や地域との連携を図りつつ行うことが重要です。特に子どもの食生活の大部分を担う家庭への働きかけは重要です。給食だよりや学校での取組を紹介するパンフレットなどを通じた家庭に対する啓発活動、食物アレルギーへの対応についての保護者に対する指導・助言、親子料理教室の開催など、栄養教諭が中核となり学校からの積極的な働きかけが求められます。また、例えば、地域の農家を訪問し農作物の栽培などを学び、給食に地元の野菜やお米などを取り入れることにより、生産活動と日々の食事のつながりを実感させるなど、栄養教諭が専門性を発揮しつつ、地域の方々と連携して食に関する指導を行うことも期待されます。

このように、栄養教諭は、指導を効果的に進めていくために、学校の内外を通じて、教職員や保護者、地域との連携を密接に図る、いわば、食に関する教育のコーディネーターとしての役割を果たします。

② 栄養教諭の養成

このような職務内容を担う栄養教諭には、栄養に関する専門性と教職に関する専門性が求められます。これらの資質能力を制度的に担保するために、栄養教諭免許状が創設され、これを所持している者が栄養教諭として採用・配置されることとなります。

栄養教諭の免許状の種類は、専修免許状、一種免許状、二種免許状の3種類とされています。こ

これらの免許状を取得するためには、教諭や養護教諭と同様に大学などで必要な科目・単位を修得することが必要となっており、平成17年4月から168大学などで栄養教諭の養成が行われています。

標準的な免許状である一種免許状の取得のためには、学士の学位及び管理栄養士又は管理栄養士養成課程修了（栄養士免許は必要）を基礎資格とし、文部科学大臣の認定を受けた大学などの課程等において、「栄養に係る教育に関する科目」4単位、「教職に関する科目」18単位を修得することが必要です。

なお、現職の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得する場合には、学校栄養職員としての所定の在職年数と単位修得により、都道府県教育委員会が行う教育職員検定を経て栄養教諭免許状を取得できる措置が設けられています。平成17年夏からは、現職の学校栄養職員が栄養教諭免許状を円滑に取得することができるように、各都道府県で講習会が開催されています。

③栄養教諭の配置

公立小中学校等の栄養教諭の配置については、各都道府県教育委員会が、地域の状況を踏まえつつ、栄養教諭免許状を取得した者を栄養教諭として採用し、配置することになっています。

平成18年1月現在、北海道、福井県、大阪府、高知県及び国立大学法人長崎大学附属小学校で合わせて35名の栄養教諭が配置されています。

Column 18

コラム

栄養教諭配置状況

栄養教諭制度は、平成17年4月から開始され、18年1月現在、以下の学校などで栄養教諭が配置されています。各学校で、栄養教諭が中核となり学校全体の食育の推進に取り組んでいます。

平成17年度の栄養教諭配置状況

北海道（10人）

- 滝川市立滝川第一小学校
- 滝川市立滝川西小学校
- 北海道立札幌盲学校
- 北海道立札幌養護学校
- 北海道立余市養護学校
- 北海道立旭川盲学校
- 北海道立室蘭^{むろ}養護学校
- 北海道立帯広養護学校
- 北海道立帯広養護学校
- 北海道立釧路^{くろ}養護学校

福井県（10人）

- 福井市立和田小学校
- 福井市立麻生津小学校
- 越前市立国高小学校
- 小浜市立今富小学校
- 鯖江市立北中山小学校
- 丸岡町立平章小学校
- 越前町立宮崎小学校
- 名田庄村立名田庄小学校
- 大野市立開成中学校
- 福井県立嶺南東養護学校

大阪府（9人）

- 大阪市立上福島小学校
- 大阪市立中央小学校
- 大阪市立古市小学校
- 高槻市立西大冠小学校
- 枚方市立牧野小学校
- 寝屋川市立東小学校
- 東大阪市意岐部東小学校
- 堺市立東深井小学校
- 貝塚市立西小学校

高知県（5人）

- 高知県教育委員会指導主事
- 物部村立大栃小学校
- 土佐山田町立楠目小学校
- 南国市立後免野田小学校
- ^{ゆすほら}梼原町立梼原中学校

国立大学法人（1人）

- 国立大学法人長崎大学附属小学校

これらの栄養教諭は、学校における食育推進の中核として活躍しており、今後、他の都道府県においても計画的に栄養教諭を配置していくことが望まれます。

(2) 学校給食の充実

① 学校給食の現状

学校給食は、栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、正しい食習慣の形成に寄与しています。また、食に関する指導の場、教職員と児童生徒のコミュニケーションや児童生徒間の好ましい人間関係の育成の場として、大きな教育的意義を有しています。平成16年5月現在で、全国で約1,033万人の児童生徒などが学校給食を受けています（図表2-8-15）。

図表 ■ 2-8-15 学校給食実施率（幼児・児童・生徒数比）

（平成16年5月1日現在）

区分	実施率（幼児・児童・生徒数比）			
	完全給食	補食給食	ミルク給食	計
小学校	98.7%	0.3%	0.4%	99.4%（7,154,293人）
中学校	70.0%	0.4%	12.0%	82.4%（3,021,435人）
特殊教育諸学校	89.0%	0.0%	1.4%	90.4%（89,334人）
夜間定時制高等学校	45.8%	23.9%	0.5%	70.2%（67,298人）
計	88.6%	0.5%	4.3%	93.4%（10,332,360人）

（注） 完全給食……給食内容がパン又は米飯、ミルク及びおかずである給食
 補食給食……完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかずである給食
 ミルク給食……給食内容がミルクのみである給食
 中学校には中等教育学校前期課程を含む。

（資料）文部科学省調べ

② 食事内容の改善

各学校では、近年、学校給食の多様化が図られており、例えば、学校給食の食材として地域の産物を活用したり、地域の郷土料理を献立に活用したりする取組が進められています。このような学校給食における地域の産物の活用は、児童生徒に地域の産業や文化に関心を持たせるなどの教育的意義があり、文部科学省では、教師用の学校給食指導の手引きや児童生徒用の食生活学習教材において取り上げるなどの取組を進め、学校給食における、地域の産物の活用について推進しています。

また、米飯給食は、日本人の伝統的食生活の根幹である米飯に関する正しい食習慣を児童生徒に身に付けさせることができるといった教育的意義を踏まえ、文部科学省では、その普及を図っています。

③ 衛生管理体制の充実

平成9年以降、学校給食を原因とする腸管出血性大腸菌O157による食中毒は発生していませんが、依然として食中毒の発生は続いており、学校給食における衛生管理の徹底が求められています。

文部科学省では、施設設備や調理過程などの指導を行うとともに、床を乾いた状態で使用して高湿度による雑菌などの発生を抑制する調理システム（ドライシステム）の導入など、施設面の改善充実を図っています。また、随時、「学校給食衛生管理の基準」を改訂し、学校給食における衛生管理の一層の改善充実を図っています。さらに、各地域の衛生管理を充実させるために、指導者養成の研修や各種会議を行うなど、衛生管理の徹底に努めています。

2 心と体の健康問題への対応

(1) 心の健康問題への対応

①教科における指導

学校では、心身の調和のとれた発達を図るため、心の発達や心身の相関関係、自己形成などの内容について、従来から体育・保健体育科で指導しています。

しかし、近年、不登校やいじめ、暴力、薬物乱用などの問題の深刻化、不安感やストレスの高じている状態などが見られることなど、児童生徒の今日的な課題に対応して、心の健康に関する指導を充実する必要性が指摘されています。そこで、現行の学習指導要領では、児童生徒の発達段階を踏まえ、不安や悩み・ストレスへの対処など、心の健康に関する指導内容を充実させました。

②健康相談活動の充実

近年、学習面、友人関係、家庭などについて様々な悩みを抱えるとともに、これらを背景として、心因性の腹痛、不快感などといった種々の症状を訴える児童生徒が増加しています。また、災害や重大な事件・事故の後においては、児童生徒などの心のケアについて、養護教諭や学級担任、学校医、スクールカウンセラーなどの学校関係者等が協力しながら適切に対応を行う必要があります。

養護教諭は、児童生徒の身体的不調の背景に目を向けることを通じて、子どもの発する様々なサインに気付くことができる立場にあり、その役割は、ますます重要となってきました。また、児童虐待防止に向けた対応や発達障害に対する適切な支援なども求められています。このため、文部科学省では、養護教諭を対象とした各種研修会などを開催し、資質の向上に努めています。

また、平成16年度からは、地域保健と連携した健康相談活動が円滑に運営できるよう各都道府県に連絡協議会を置き、医療機関と連携して学校へ専門医を派遣し、児童生徒の様々な健康問題に対応するための、モデル事業を実施しています。

さらに、近年、自然災害だけでなく、様々な人為災害が続発しています。このため、平成9年度に作成した教師用の指導資料「非常災害時における子どもの心のケアのために」を、PTSD（心的外傷後ストレス障害）など児童生徒の心の健康問題に対応するよう、15年8月に改訂しました。

(2) 薬物乱用防止教育等の充実

青少年の薬物乱用の問題については、中・高校生の覚せい剤事犯検挙者数が200人を超えた平成8～9年と比べて減少傾向にあるものの、依然として予断を許さない状況にあるとともに、MDMA*等合成麻薬事犯検挙者数が増加傾向にあります。また、16年における中・高校生のシンナー等乱用事犯検挙者数も600人を超えています。政府は、内閣総理大臣を本部長とする薬物乱用対策推進本部を設置し、「薬物乱用防止五か年戦略」（10年5月）に引き続き、15年7月に「薬物乱用防止新五か年戦略」を策定し、政府全体として対策を講じることとしました。

文部科学省では、すべての中学校と高等学校において、年1回は薬物乱用防止教室を開催し、地域社会が一体となってこの問題に取り組むことを目指して、都道府県教育委員会などに指導を行っています。また、競技場などの大型ディスプレイを活用した広報啓発活動の推進、ホームページの開設（<http://www.hokenkai.or.jp/3-3-1/3-1.html>）などを行い、薬物乱用防止教育の充実に努めています。

また、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされる「受動喫煙」に

* MDMA

化学薬品から合成された麻薬で、幻覚作用があるだけでなく、強い精神的依存性もある薬物。

ついて、身体への悪影響を及ぼすとの認識から、文部科学省では、平成17年4月に学校における受動喫煙防止対策の実施状況について調査を行いました。

今回の調査結果では、総数5万3,039校の学校のうち、対策を講じていると回答した学校数は5万554校（95.3%）であり、対策を講じていないと回答した学校数は2,485校（4.7%）となっています。また、対策を講じている学校のうち、学校敷地内の全面禁煙措置を講じている学校数は、2万4,082校（45.4%）となっています。

文部科学省としては、この結果を踏まえ、今後とも、各学校や設置者において、それぞれの状況に応じた受動喫煙防止対策が講じられるよう、引き続き取り組んでいくこととしています。

学校教育においては、中高生に対し、喫煙や飲酒、薬物乱用が自らの健康に与える影響について十分に認識させ、自分の健康は自分で守るという意識の啓発を図るため、喫煙や飲酒、薬物乱用などの問題について、総合的に解説する啓発教材を作成・配布しています。

（3）学校における性教育について

学校における性教育は、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階に応じて性に関する科学的知識を理解させるとともに、これに基づいた望ましい行動がとれるようにすることをねらいとしており、体育科、保健体育、特別活動、道徳などを中心に学校教育活動全体を通じて、指導することとしています。

性教育を進めるに当たっては、①学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階に沿った時期と内容で実施すること、②保護者や地域の理解を得ながら進めること、③個々の教員がそれぞれの判断で進めるのではなく、学校全体で共通理解を図って実施すること、などに留意する必要があります。

現行の学習指導要領では、小学校の体育科第4学年から、保健領域で児童生徒の発育・発達などについての指導をすることとし、中学校の保健体育科で新たにエイズ・性感染症を取り上げることを明記するなど、指導内容を充実させました。

さらに、文部科学省では、①教職員などを対象としたシンポジウムや指導講習会などの開催、②エイズ教育等効果的な指導方法等についての実践的な調査研究などの施策を実施しています。

（4）学校環境衛生問題への対応

近年、新築・改築後の住宅やビルにおいて、住宅の高気密化や化学物質を放散する建材・内装材の使用などにより、化学物質を原因として、室内空気が汚染され、居住者などに種々の健康障害を引き起こすことが問題となっています（いわゆる「シックハウス症候群」）。

文部科学省においては、学校における室内空気中化学物質に関する実態調査の結果なども踏まえ、平成14年2月に学校環境を衛生的に維持するためのガイドライン（指針）である「学校環境衛生の基準」の改訂を行い、ホルムアルデヒドなどの4物質（16年2月にスチレンなどの2物質を追加）の室内濃度について検査事項を盛り込み、一定の濃度を超えた場合には換気など適切な事後措置を講ずるよう指導しています。

（5）アレルギー・感染症対策の充実

近年、アトピー性皮膚炎など、児童生徒のアレルギー疾患の問題が指摘されており、学校における対応が重要となってきています。

文部科学省では、これまで、（財）日本学校保健会等関係団体と協力して、教職員などの学校関係者が、ぜん息やアトピー性皮膚炎などのアレルギー疾患について正しい知識を持って児童生徒に対応することができるよう、ぜん息に関する正しい知識と指導の要点をまとめた教職員向けのパンフレットを作成しました。また、アトピー性皮膚炎について正しい知識を持つことにより、適切に対応できるよう疾患の概要や必要な配慮事項などについてまとめた教職員向けのパンフレットを作成しました。

さらに、平成16年度においては、今後の学校におけるアレルギー対策のための支援方策を検討し、その対策を図るため、専門家などから成る調査研究会を設置して児童生徒の各種アレルギー疾患の実態等について調査研究を行っています。

また、学校における結核の集団感染、腸管出血性大腸菌O157による食中毒、インフルエンザ、^{ふうしん}風疹などの流行などが見られます。さらに、若い世代の性感染症が懸念されるとともに、高病原性鳥インフルエンザなどの感染症も出現しており、緊急に対応することが必要となっています。そのため、文部科学省としても関係省庁と連携しながら、各都道府県教育委員会等に対し、最新の情報を提供したり、学校における対応の留意事項等をまとめるなどの取組を行ってきました。

第7節 青少年の健全育成の推進

高度情報化の進展など、青少年を取り巻く状況が著しく変容する中で、未来への夢や目標を抱き、豊かな社会をつくる営みに積極的に取り組むことができる青少年を育成するためには、青少年の心と体の健やかな発達を促し、正義感・倫理観などを持った豊かな人間性をはぐくむことが重要な課題となっています。

平成15年12月に開催された青少年育成推進本部*において、青少年の育成に関する政府の基本理念と、保健、福祉、教育、労働、非行対策などにわたる青少年育成施策の中長期的な方向性を示す「青少年育成施策大綱」が決定されています。

文部科学省では、本大綱に基づき、関係省庁と緊密に連携しながら、青少年の健全育成の推進のため、現在、次に挙げるような施策に取り組んでいます。

1 青少年の体験活動などの推進

生活体験、自然体験が豊富な子どもほど道徳観・正義感が充実している傾向が見られることが従来より指摘されています。文部科学省では、関係省庁の協力を得ながら子どもたちの体験活動機会の充実などに資する施策を推進しています。

(1) 各種事業などを通じた体験活動の推進

① 青少年の自立支援事業

青少年育成施策大綱では、青少年の社会的自立の遅れと不適応の増加を今日的な問題状況として指摘しています。このため、文部科学省では、青少年が自立した人間として成長することを支援するため、

- (ア) ひきこもりの青年に対し、福祉作業所などでの社会体験の機会を提供する「青年長期社会体験活動」
- (イ) 不登校などの悩みを抱える子どもに対し、生活体験や自然体験などを実施する「悩みを抱える子どもの体験活動」
- (ウ) 子どもたちが主体的に考え、子ども同士で協力しながら解決策を見いだす過程を重視した体験活動や、「短期山村留学」を実施する「子どもの主体性をはぐくむ体験活動」など、青少年の主体性・社会性をはぐくむ社会体験や自然体験などの体験活動を推進しています。

* 青少年育成推進本部

次世代を担う青少年の育成に関する施策について、関係行政機関相互間の緊密な連絡を確保するとともに、総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣に設置（本部長：内閣総理大臣）。

②省庁連携子ども体験型環境学習推進事業

子どもたちの豊かな人間性をはぐくむため、文部科学省では、関係省庁と連携して、地域の身近な環境をテーマに、子どもたちが自ら企画し継続的な体験学習を行う事業を実施し、体験型環境学習を推進しています。

この取組は、体験活動に適した河川（国土交通省・環境省との連携）、森林（林野庁と連携）、企業や商店街（中小企業庁と連携）、国立公園（環境省と連携）などで行うほか、都市と農村の交流活動（農林水産省と連携）なども行っています。

③関係省庁と連携した子どもたちの体験活動の場の拡大

文部科学省では、「子どもの水辺」再発見プロジェクト（国土交通省・環境省と連携）、「あぜ道とせせらぎ」づくり推進事業（農林水産省と連携）、子どもたちの海・水産業とのふれあい推進プロジェクト（水産庁と連携）、いきいき・海の子・浜づくり（農林水産省・国土交通省と連携）、森の子くらぶ活動推進プロジェクト（林野庁と連携）などを行い、子どもたちの体験活動の場の拡大を行っています。

④自然体験活動指導者共通登録制度に対する支援

自然体験活動の指導者養成の拡充とその社会的信頼性の確保のため、青少年団体などの民間団体が連携して設立した「特定非営利活動法人自然体験活動推進協議会」が、自然体験活動の指導者養成を実施している関係団体に共通のカリキュラムや登録制度を設けており、文部科学省はその充実を支援しています。

⑤子どもゆめ基金

国立オリンピック記念青少年総合センターに設置されている「子どもゆめ基金」により、民間団体が子どもの健全な育成を目的として実施する様々な体験活動や読書活動などに対して助成する事業を行うとともに、これらの活動の普及啓発のため、子どもの読書活動推進フォーラムなどを行っています。

（2）青少年団体の活動の振興

青少年団体は、学習活動、ボランティア活動、スポーツ・文化活動など多種多様な活動を行っており、近年は特に自然体験活動、国際交流活動などを含め、その活動に一層の広がりを見せています。

文部科学省では、これら青少年団体の活動の振興を図るため、全国的な規模の青少年団体が行う研究協議会や国際交流など、青少年の健やかな育成のために意義があると認められる事業に対して助成を行っています。

（3）青少年教育施設を生かした活動の振興

青少年教育施設は、青少年を対象として体験活動を中心とする様々な教育プログラムを実施するとともに、青少年が行う自主的な活動を支援することなどにより、健全な青少年の育成及び青少年教育の振興を図ることを主たる目的として設置された施設です。

国立オリンピック記念青少年総合センターは、我が国の青少年教育の中核的な施設（ナショナルセンター）として、青少年教育に関する全国的な研究協議会や国際交流事業を行うほか、青少年団体への助成や青少年教育に関する調査研究などを行い、それらの成果を青少年教育関係者に普及させるなどの事業を行っています。

国立青年の家や国立少年自然の家は、青少年の発達段階に応じた教育プログラムの開発やモデル事業を実施し、その成果を普及させるとともに、公立青少年教育施設（平成14年10月現在、全国718か所設置）や関係団体との連携を図る拠点としての役割を果たしています。



▲国立沖縄青年の家における体験活動
(カヌーツーリング体験)



▲国立曽爾少年自然の家における体験活動
(冬の森林観察)

2 子どもの読書活動の推進

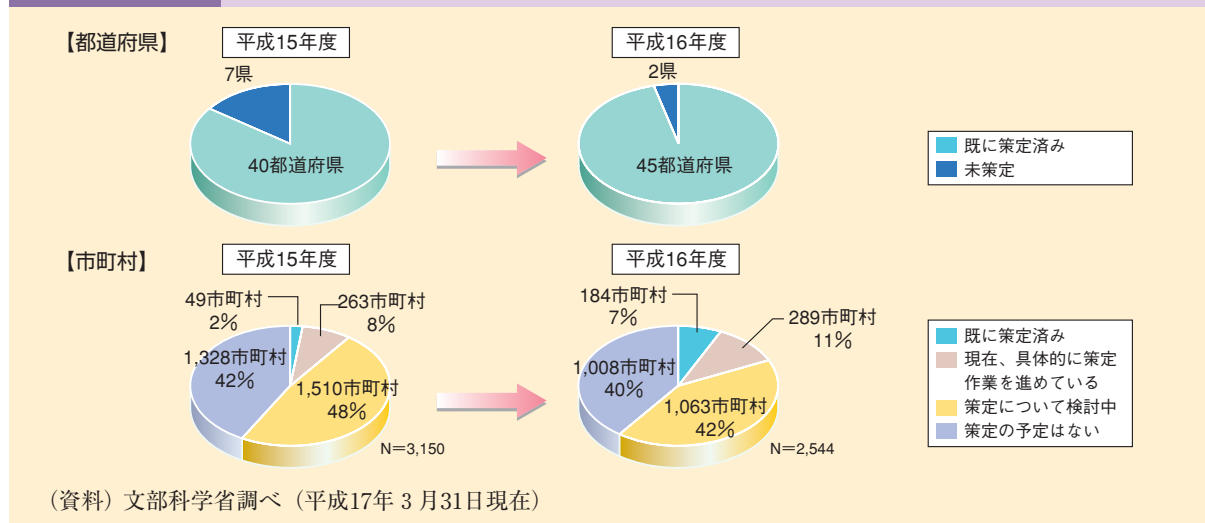
今日、テレビ、ビデオ、インターネットなどの様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「活字離れ」が指摘されています。

平成16年5月に行われた「学校読書調査*」によれば、児童生徒の1か月の平均読書冊数は、小学校で7.7冊、中学校で3.3冊、高等学校で1.8冊であり、1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合は、小学校で7.0%、中学校で18.8%、高等学校で42.6%となっています。

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要です。

平成13年12月に、子どもの読書活動の推進の取組を進めていくため、議員立法により「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立、公布・施行されました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務などを明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表することや、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすることなどを定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです（図表2-8-16）。

図表 2-8-16 地方公共団体における「子ども読書活動推進計画」策定状況



* 学校読書調査

(社)全国学校図書館協議会と(株)毎日新聞社が共同で毎年行っている。全国の小・中・高等学校の児童生徒の読書状況に関する調査(今回は第50回)。

また、平成14年8月には、この法律の規定に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。これは、14年度から18年度までのおおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的方策を示したものです。その概要は次のとおりです。

◆「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要

- 1 家庭，地域，学校を通じた，子どもが読書に親しむ機会の提供
 - 家庭教育に関する学習機会などを通じた，親に対する，読書の重要性の理解の促進
 - 図書館等における子どもの読書活動の推進，「子どもゆめ基金」による民間団体の活動への支援
 - 学校における学習活動を通じた読書習慣の確立・読書活動の推進
- 2 図書資料の整備などの諸条件の整備・充実
 - 図書館や公民館図書室など地域における読書環境の整備
 - 図書館の図書資料の整備や情報化の推進，司書の研修などの充実
 - 学校図書館の図書整備5か年計画，情報化の推進，司書教諭の発令の促進など
- 3 学校，図書館などの関係機関，民間団体などが連携・協力した取組の推進
 - 図書館を中心とした他の図書館，学校，保健センターなどの関係機関や民間団体などとの連携・協力
 - 地域の総合的な推進体制の整備
- 4 社会的気運醸成のための普及・啓発
 - 子ども読書の日（4月23日）を中心とした全国的な啓発広報
 - ホームページの開設による関連情報の広範な提供

さらに、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されてからは、「子ども読書の日」（4月23日）に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに，子どもの読書活動への意欲を高めるため，「子ども読書の日」記念子どもの読書活動推進フォーラムを毎年開催しています。ここでは，子どもの読書を推進する活動が顕著に優秀と認められる学校，図書館，団体に対する文部科学大臣表彰の授与，子どもの読書活動推進の実践事例の発表，著名作家などによる記念講演などを行っています。

また、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づき，国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるため，「全国子ども読書活動推進キャンペーン」として，

- ①「子ども読書の日」のポスターや保護者を対象とした子どもの読書活動の重要性を紹介したパンフレットの配布
- ②講演やシンポジウム等を行う読書フェスティバルの開催

などを実施しています。

文部科学省では，本計画に基づき，関係府省などと綿密な連携の下で，子ども読書活動の推進に関する施策の一層の充実を図っていくこととしています。



▲子ども読書の日ポスター



▲読書フェスティバル山口大会（平成16年10月31日）

3 少年の問題行動等への対応

少年非行については、刑法犯少年の検挙人員が高水準で推移しており、少年による社会を震撼^{かん}させる事件が相次ぐなど、大変深刻な状況にあります。

その原因・背景としては、

- ①しつけの問題などにより規範意識が十分身に付いていないこと
- ②社会体験や生活体験の不足などにより社会性が十分身に付いていないこと
- ③物質的な豊かさの中で他人への思いやりや人間相互の連帯感が希薄化していること
- ④情報メディアへの過度なめり込みにより死や生に関する現実感覚の希薄化が生じる懸念があること

など、社会状況や青少年を取り巻く環境をめぐる様々な要因が複雑に絡み合って発生していると考えられます。このため、家庭、学校、地域社会において、様々な人々と接し社会とかかわる体験等を通じて、子どもたちに善悪の判断などの規範意識や倫理観、社会性、命の大切さや他人を思いやる心などをしっかりと身に付けさせることが必要です。

文部科学省では、平成15年12月に政府において決定された「青少年育成施策大綱」及び「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」などを踏まえ、関係省庁と連携協力しつつ、施策の充実に努めています。

具体的には、学校教育については、

- ①道徳教育の充実や体験活動の推進
- ②スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実
- ③問題行動を起こす個々の児童生徒に学校、教育委員会、関係機関等（保護司、児童相談所、警察など）が連携して的確な対応を行うサポートチームの組織化

などを行っています。また、地域社会や家庭での教育については、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）づくりへの支援（参照：第1部第2章第2節②）や、非行等の問題を抱える青少年に対し、地域のボランティア団体、青少年団体等と連携・協力して社会奉仕活動などを体験させる機会を提供し、その立ち直りを支援する「問題を抱える青少年のための継続的活動の場づくり事業」を実施するとともに、子育てのヒント集としての「家庭教育手帳」の作成・配布（参照：第1部第2章第3節）を行っています。

4 青少年を取り巻く有害環境対策の推進

青少年を取り巻く社会環境は、発達途上にある青少年の人格形成に様々な影響を及ぼしています。とりわけ、書籍、雑誌、映画、テレビ、インターネット、テレビゲームなどの各種メディア上の行き過ぎた性・暴力表現などについては、これらが日常的に生活の中に入り込むことにより、青少年への悪影響が憂慮されます。これらの様々なメディアの関係団体などには、青少年に及ぼす影響力の大きさを認識し、青少年の健全育成を図る上でより良い環境を作り上げていくための自主的な取組が求められています。

文部科学省においては、平成10年以降、メディア関係業界などに対し一層の自主規制の要請を行ったり、経済団体に対しスポンサーになるに際しての配慮を要請してきました。また、保護者や地域住民による有害情報に対する取組を促進する観点から、（社）日本PTA全国協議会などが10年度から実施しているテレビ番組の全国モニタリング調査*に対して支援しています。

* モニタリング調査

全国の小学校5年生、中学校2年生及びその保護者1万人を対象に、子どものテレビの視聴状況及びテレビ番組内容の評価についてアンケート調査を行っている。

なお、これらの団体ではこの調査の結果に基づき、テレビ局やスポンサーに対する要請を実施しており、放送関係業界の自主的な取組ともあいまって、番組内容に一部改善が見られるなどの成果を上げています。

平成16年4月には、関係省庁で構成される青少年育成推進課長会議（内閣府主催の課長級会議）において取りまとめた「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針」に基づき、地方公共団体や関係業界などに対して、青少年を取り巻く環境の整備等に資する取組をより一層充実させるよう要請を行っています。

平成16年度からは、「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」を実施し、地域における有害環境対策の推進体制を整備するとともに、地域の大人たちが有害環境から子どもを守るための取組や、子どもとその保護者を対象として、メディアの有用性や子どもをめぐる様々な問題、メディア・リテラシー*などについての教育の機会を提供しています。また、地域の実情に応じたフォーラムを開催したり、子どもや保護者向けのリーフレットを作成・配布する啓発活動事業等を実施しています。

また、相次いで発生した児童生徒による重大な問題行動の中には、インターネット上の有害情報の影響を受けたと考えられるものもあることから、政府では、表現の自由や通信の秘密などに配慮しつつ、インターネット上の違法・有害情報対策を検討し、平成17年6月「インターネット上の違法・有害情報対策について」をとりまとめました。

さらに、省内に設置した「児童生徒の問題行動に関するプロジェクトチーム」が平成17年9月に取りまとめた「新・児童生徒の問題行動対策重点プログラム（中間まとめ）」においては、「情報社会の中でのモラルやマナーについての指導の在り方等の確立」などに重点を置いた施策を講ずることとしています。

5 青少年健全育成フォーラムの開催等

文部科学省では、青少年育成についての啓発と健全育成・非行防止の取組への理解と協力を促し、併せて関係者の有機的な連携の促進の契機とするため、青少年健全育成フォーラムを開催しています。このフォーラムは、地域の育成指導者、青少年団体関係者などの参加の下に、我が国や諸外国における青少年健全育成の取組や実践活動などについて、情報交換や協議を行うためのものです。

また、青少年の健全育成を推進していくためには、青少年が社会における自らの役割と責任を自覚することが重要であることを踏まえ、高校生による社会貢献活動に対する取組の在り方、効果的な促進方策などについて、高校生が主体となって意見交換や討論を行う全国ユースフォーラムを開催しています。



▲青少年健全育成中央フォーラム
日時：平成17年10月13日
場所：札幌市

* メディア・リテラシー

①メディアを主体的に読み解く能力、②メディアにアクセスし、活用する能力、③メディアを通じてコミュニケーションを創造する能力。